

性犯罪の再犯防止への取組強化を求める意見書

性犯罪の再犯率は、薬物犯や窃盗犯と比べると高いとは言えませんが、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすなど、他の犯罪と性質の異なるものであることから、再犯防止への取組として矯正施設等での再犯防止プログラム等が実施されていますが、出所後も継続することが重要であります。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等での取組が期待されております。一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っています。

再犯防止の取組を効果的に進めるためには、個人情報に配慮しつつ、国や自治体と関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠です。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義などの啓発を図ること。
2. 再犯防止への治療につながる枠組みを整備するとともに、関係機関等への人材育成について支援すること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月26日

摂津市議会